

令和7年 第3回 東彼杵町議会臨時会会議録

令和7年第3回東彼杵町議会臨時会は、令和7年11月7日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

| | |
|-------------|------------|
| 1番 尾上 庄次郎 君 | 2番 児玉 隆行 君 |
| 3番 構 浩光 君 | 4番 吉永 秀俊 君 |
| 5番 大安 義和 君 | 6番 大石 俊郎 君 |
| 7番 口木 俊二 君 | 8番 浪瀬 真吾 君 |

2 欠席議員は次のとおりである。

な し

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---------------|----------|-------------|----------|
| 町 長 | 岡田 伊一郎 君 | 教 育 長 | 山口 厚 君 |
| 副 町 長 | 三根 貞彦 君 | 会計管理者 | 工藤 政昭 君 |
| 総 務 課 長 | 高月 淳一郎 君 | 産業振興課長 | 小林 竹哉 君 |
| 兼 選挙管理委員会事務局長 | | 兼 農業委員会事務局長 | |
| 税 財 政 課 長 | 楠本 信宏 君 | 建 設 課 長 | 森 英三朗 君 |
| 長寿ほけん課長 | 前平 英利 君 | 水 道 課 長 | 岡木 徳人 君 |
| こども健康課長 | 氏福 達也 君 | 教 育 次 長 | 岡田 半二郎 君 |
| 町 民 課 長 | 山下 勝之 君 | 兼 給食センター所長 | |
| 兼 千綿支所長 | | | |

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 井上 晃 君 主任書記 梶川 美穂 君

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第74号 東彼杵中学校トイレ・普通教室出入口改修工事請負契約の変更について

6 閉 会

開 会・開 議（午前 9 時 28 分）

○議長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定刻前ですけれど、定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 3 回東彼杵町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、5 番、大安義和議員、6 番、大石俊郎議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日間に決定しました。

日程第 3 議案第 74 号 東彼杵中学校トイレ・普通教室出入口改修工事請負契約の変更について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 3、議案第 74 号東彼杵中学校トイレ・普通教室出入口改修工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

議案に入ります前に、1 点だけご報告をさせていただきます。

実は、グレーチングの盗難事件が発生いたしましたですね、赤木のドラッグヨシヨシから赤木集落方面へ行く所 200m 進んだ付近で 8 枚設置しておりましたところ、1 枚がちょっと盗難に遭いま

して、それで今ちょっとこの7枚で通行できるようにはしているんですけども。川棚署の方に盗難届を出させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日、ここに令和7年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さんにおかれましては、ご健勝にてご出席をしていただきありがとうございます。

議案第74号についてご説明いたします。

議案第74号東彼杵中学校トイレ・普通教室出入口改修工事請負契約の変更について
次のとおり請負契約を変更することについて議決を求める。

1、契約変更の理由 東彼杵中学校トイレ・普通教室出入口改修工事請負契約額の変更。2、契約の方法 当初：指名競争入札による契約 変更：随意契約。3、変更前契約金額 1億599万6000円。4、変更後契約金額 1億1289万7400円。5、契約の相手方 住所 長崎県佐世保市福石町20番8号 会社名 株式会社梅村組 代表取締役社長 梅村尚一郎。

提案理由でございますが、下記に書いておりますとおり、工事施工にあたり、工事騒音やトイレ利用等、学校運営に配慮した工程の見直しが必要となり、工期を延長する必要が生じ、また工事施工中の現場調査の結果、石綿含有未検体建材の調査及び含有建材撤去・処分等の新規追加でございます。

こういうことが生じましたので、緊急で申し訳ございませんけれど、本日提案をさせていただいているところでございます。

詳細につきましては、教育長の方から説明させますので、慎重な審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い申し上げます。教育長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

それでは、議案第74号につきまして、町長に代わりまして説明いたします。

本工事につきましては、6月の定例会で本契約の締結の議決をいただいたものでございます。

また、先の9月の定例会におきましては、補正予算に係る本工事費関係の増額予算としてご承認をいただいた内容になります。

それでは、今回の工事内容としまして、まず第1に、校舎内のトイレ施設全てをバリアフリー化を含めて全改修するものでございます。

トイレ改修工事の進め方として、当初計画では、まず3階の普通教室棟及び管理棟から始めまして、階順ごとに改修工事を進める段取りでございました。

トイレの利用をはじめ、授業等の学校の活動への影響や支障を最小限にと考えておりましたが、施工業者が決まり、契約締結後、現場確認調査をする中で、トイレの給排水管の都合上、各階ごとのトイレ施設ブースで給排水管を止めたりとの調整することができない構造とのことから、1階か

ら 3 階を通した形でなければ施工ができないというようなトイレ改修の工事がないとできないということが判明いたし、トイレ給排水管に沿った工事施工として、第一段階で管理棟の全ての階のトイレ、そして普通教室棟の東側の全階のトイレの 2 系列を改修することといたしました。

そして、この第一段階の工事が終了後に、後半の工事として、普通教室棟の西側の全階のトイレの 1 系列を改修することに変更しました。

また、学校の生活及び授業活動等の事情により、工事施工時間帯の制限や調整などから、現工期では完了が見込めない状況となりまして、やむなく工期の延長が必要となり、併せて工期を変更することにいたしました。

なお、このため、現契約工期は令和 7 年 11 月 28 日までであった工期を翌年の令和 8 年 2 月 27 日まで延長するものでございます。

続きまして、追加工事についてですが、別紙、議案資料をご参照ください。

なお、表の見方としましては、区分に普通教室棟管理棟で、工事の変更内容、数量、備考といたしておりますとして、また数量においては 2 段書きで、上段に変更前、下段に変更後の数値といたしております。

それでは、資料記載の内容説明に入りますが、工事に入り施工中の現場調査の結果、トイレ改修及び普通教室出入口改修工事等の増工及び現行の内容になります。

工事の増工の主な理由としましては、天井や内壁等の剥ぎ取り工事の中で、内部建材のアスベストの含有調査が未検体の資材があり、新たにアスベスト含有調査を実施する必要が生じました。

また、合わせてアスベスト含有建材の撤去及び処分費の追加となります。

その関連工事の内容が、No.1 のトイレ改修石綿含有検体調査の追加、No.2 のトイレ改修、アスファルト防水（石綿含有建材）撤去・処分の追加など。No.3、No.4 となり、また、普通教室出入口改修のNo.10 にあります石綿含有塗膜剤撤去の処分追加ということになります。

その他、トイレ配管工事に関連しまして、隣接の特別教室等の天井の一部張替えが必要となり、撤去及び新設工事の追加によるもので、この工事内容がNo.5 のトイレ改修、パソコン室天井仕上げ材撤去・新設の追加の他、No.7、No.15 となります。

また、No.18 の管理棟のトイレ改修の変更内容は、バリアフリー化に支障がある人研床の撤去に伴う床面補修工事の追加となります。

その他、普通教室出入口改修において、建具改修に関連して追加する工事としてNo.12 の教室棚改修及び塗装の追加、また、No.13 の新たに設置する出入口戸の床の取り合い部分の凸凹解消の、凹凸のですね、解消の補修工事の追加となります。

また、減額工事におきましては、No.6 トイレ改修、音楽室整理棚一部改修の減、No.9 のトイレ改修、揮発性有機化合物室内濃度測定の減の他、No.11、No.14、No.16 の計 5 件となります。

なお、契約変更による工事請負額の増額分として 690 万 1400 円となりますが、先に説明しましたこの増額には、工事延長に伴う一般管理費の増額も含めた契約工事費の増額となります。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3 番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

2点ほどお尋ねします。

まず1点目はですよ、工期が2月28日まで延長されてます。

まず工事はですよ、普通の時間帯でされているのか。例えば授業が終わってされているのか。それが1点ですね。

それから、今回ですよ、内容的に見れば石綿含有剤とか有害物質が出てきますが、この工事をすることによってですよ、生徒に悪影響を及ぼさないかどうか。その点のお尋ねをします。よろしくお願ひします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

まず1点目のご質問の工事の時間帯ということでございますが、基本、原則通常の8時半からですね、一般的な17時半程度の一応8時間という形で工事の計画は作っておりますが、先ほどからの説明にもありましたように、学校活動の影響に支障がないようにということで、色々な作業の内容によっては、例えば騒音が出るもの、音が出るもの、それはやはり授業が終わった後3時以降の対応だったり、若しくは、週休2日制の制度の中での設計を組んでおりますけども、当然そういったことを含めた上でですね、土曜の工事の実施という部分と、状況によっては子どもたちが帰った後、若干ですね、6時過ぎ、7時まではいきませんけれど、6時半というような夏季の時間帯においてはですね、そういった学校活動に支障がないような時間帯をやりくりしながら、学校と色々な学校の行事なり内容等ですね、工程会議の中で打ち合わせをしながらですね、支障がないようで形でやってきたところでございます。

次、2つ目の有害物等の影響ということでございますが、どうしても改修工事ですので、それを剥ぎ取った後にですね、そういう疑いがある建材といいますか、そういった調査まで届いていなかったというものがございまして、そういった追加の調査を行っておりますけども。基本アスベスト対策に基づいた工事で、当初の計画の中でもですね、対策工事を踏まえた対応を行っております。

また、アスベスト工事においては、必ずですね、その工事をする際には、囲いをした、飛散しないようにですね、した中で表示をしなければなりません。現在、アスベストの処理工事中ですということですね。

そういうものを含めてですね、子どもたちの動線というのも事前に学校と調整を行なながら、過去にそういう対策工事をしておりますけれども、やはり万全を期すという意味で子どもたちの、生徒たちの行動、動線ですね、そこら辺も対応しながらやっているところでございます。

また、有害物に関する臭いといいますか、臭気の対策ですね。どうしてもシンナー等の塗料を使う工事がありますので、その際には十分換気をですね、行いまして、当然その室内には屋外の強制排気というような機械装置を設置をいたしまして行っているところでございます。

今までの中ではですね、一応、第一段階で2系列の改修工事を行いましたが、そこでの子ども

たち、先生方からのですね、臭気に対する問題点、問題ということは発生しておりません。

そういったことに細かいところにも気を配っていただきながらですね、対策工事を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

そうですね、アスベストに関してはですね、数十年前、10年ぐらい前からこれについては専門業者が関わるような工事だと思っています。今のお話を聞いて安心しました。

ただ1点ですよ、施工がですよ、土曜日とか6時から、7時とかなった場合ですよ、誰かが、先生が残らなければならないですよね。

また、土曜日やったら出勤してこられると思うんですけど、働き方改革ですね、に引っかからないようにですね、是非お願いしながら、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

質問は。

○――△――

よかです。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。5番、大安義和議員。

○5番（大安義和君）

作業する時の作業音、これに対して地域住民への周知についてお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

作業につきましては、一応想定される騒音としましては、外壁のですね、コンクリートのはつりで騒音がおきます。

実際、その現場、工事現場にもですね立会いまして、どういった音かということも確認をさせていただきました。

その音については、やっぱり建物内ではですね、やはりそういうものがある中ではですね、なかなかちょっと会話というものはしづらいというような状況がございましたけども。

そういったことを含めて問題ないというようなところも判断しておりますけども、周辺の居住者の方々についてはですね、文書での通知は行っておりません。

いわゆる工事を実施しますという学校周辺の立て看板等の中でのですね、工事の周知のみに終わっております。

おそらく学校にもちょっと確認しておりますが、それぞれ回覧案内等のですね、周知は行って、当然委員会からもそういったことは指示しておりますので、対応されていないという。

ただ、保護者のみ、保護者だけですね、こういった工事を行いますというようなことについての文書、説明等は行っているところでございます。

お答えとしましては、周辺住民の騒音等に関するお知らせということは実施してないということございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他に質疑ありませんか。4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

今回、先ほどの次長の説明では、今回夏休み、出入口、きれいにできておりましたですね。私も行きましたけど、これでようやく安心して授業ができるなということを見させていただきました。

先ほどの次長の話でトイレは3段階に分けてするということで、まず管理棟、東側、西側ということなんんですけど、今までの学校関係の工事を見ておりましたら、やはり、先ほどの次長の説明で、やはり夕方の1時間、4時から5時半か6時までに2時間ぐらい。それと土曜あたりを使っての工事、これはもうやはり想定内と思うんですよね、想定内と。

ですから、やはり今後ですね、やはり学校関係の工事については、やはり夏休み、冬休み、春休み、これらの時期を想定してですね、やはり発注をするべきだというふうに思っております。

今回、たぶん管理棟のトイレをしたら、次に子どもたち、生徒たちがそこを使ってつちゅうことでしょう、順繰りにですね。

ですから、夏休み、冬休みが今度20日間ぐらいありますから、たぶん管理棟と東側ぐらいまではできると思うんですよね、1月中に。あと西側だけで、東側がたぶん一番多いと思いますからそういうふうに数もですね。

ですから、今後そういう教育関係の工事については、そういうことを想定されてですね、最近、高市総理大臣も言ってましたよ、労働環境の厳しくなっておりますから、やはり土日も本来ならば仕事できないような状況になってるんですよ、国内の状況はですね。そういうことを考えてしていただきたいと思います。

それで質問はですね、今回校舎内なんんですけど、体育館のトイレはどうなってるんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

体育館のトイレはですね、現状のままで。改修等は行っていない状況でございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

そうですよね、体育館は改修されてないんですよね。

今後ですね、東彼杵町の町全体の計画を見ますと、この児童体育館あたりの解体も想定されております。そしたら、やっぱり中学校の体育館の利用頻度が上がると思うんですよ。

ですから私としては、この際ですね、本来ならば、その同時に体育館のトイレも改修された方がいいんじゃないかなと思う。これは町長にちょっと見解を伺いたい。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに吉永議員がおっしゃったとおりなんでございますけれども、やはり予算の関係等もございまして、そういう全体的な枠組みでですね、地域を回りますと彼杵児童体育館はなくなつて社会体育がするところがなくなるんじゃないかなと。そしたら、学校の体育館をお願いしたり、千綿をお願いしたりしますけど、千綿も当然もう解体で、将来的な構想、私の構想なんですけども、町民体育館みたいなものを新しく造って、学校の体育館、教育の体育館、そして社会体育、それから将来的には冷暖房もたぶん補助事業でできるんじゃないかなと思っておりますので、そういう大きな体育館を1か所、もうスクールバスもございますし、そういう計画もございましてですね、一応体育館はまだ辛抱していただきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

3点ほど、これはちょっと確認のための質問と言えるかと思います。

今までですね、この中学校の長寿命化と快適性追求ということで、ずいぶんもうここ数年、改修工場を進めてこられました。

これまで投入された合計金額はいかほどになりますかね。ちょっとそれを教えてください。それが1つです。

それから、長寿命化をすることによって、あとこの現在ある校舎を令和何年度ぐらいまで使用する見込みなのか、これは町長の方かもわかりませんね。それを教えてください。

それが最後に3つ目、この中学校の校舎の改修とかいうものは、国からの補助金が厚く施されていると思うんですけど、国からの補助金の割合はどの程度交付されているのか。それを3点教えていただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

2番目ですよ、長寿命化の学校のことでございますけれども、今、私が考えておりますのは、今後、義務教育学校とかそういう方針ができて、その学校の子どもたちの数とか、その辺含めればもう私はそういう形で新しくやはり造らなければいけないと思ってるところでございましてです

ね、地元とも協議をしなければなりませんけれども。

そういう形で、将来的にはもうちょっと先になるかなと思いまして、今、現の中学校ですね、雨漏りとかひどかったもんですから、そういう形で改修をさせていただいた。

将来的には当然そういう義務教育学校とかそういう方針を見据えてですね、そういう方向でいきたいと思っておりますので、しばらくはもう4億以上たぶん投入してると思うんですけども、今の詳細は教育次長の方から説明させますけども、そういう形で方向を見据えておるところでございまして、よろしくお願いします。教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

それでは、大石議員のまず1点目のこれまでの大規模改修に係る工事の投入額の金額でございますが、一応今年度分はまだ除いてですね、除いて申し上げますと、1億8214万5700円となります。

この内訳でございますけれども、令和3年度からですね、大規模改修の工事を行っておりまして、令和3年度に中学校の屋上の防水工事を行っております。これが3090万4500円という内容で、令和4年度が東彼杵中学校校舎外壁改修、外壁の改修になります、これが1億997万300円です。

そして、令和5年度がですね、中学校の体育館の改修を、内壁改修等を行っておりまして、これが4127万900円というこの合計が1億8214万5700円ということになります。

国の補助金の率でございますが、改修工事におきましては全てが補助事業の対象というわけではございません。

基本、いわゆる大規模改修のですね、関連ではですね、補助事業の事業名が学校施設環境改善交付金という名称になりますし、あくまでもやはり学校の環境改善するというような目的が内容的に絡まないとできないということになります。

その補助率が3分の1以内となっておりまして、下限額が400万円以上。上限が7000万円までと対象事業費というものがですね、なりますので、そういう内容での補助の率がございます。

基本補助対象となるものはですね、今回しました防犯対策での出入口の改修ですね。防犯対策だったりトイレの環境改善のバリアフリー化、そういうものですね、質的な整備ですね、改善ですね。

あと、障がい児等の対応のためのバリアフリー化、そういうものもですね、補助対象になります。そういう全てがなるわけではありませんけれど、そういうものを小分けをしましてですね、補助事業の活用を行っていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

ちょっと、じゃあもう1回補助事業の該当する。しないやつを確認ですけども、屋上の防水とか、校舎の外壁とか、そういうものについては長寿命化に関する、環境改善の方には補助事業3分の1が出るということなんですね、そういう屋上とか外壁の工事費用については補助事業の対象ではないという解釈で、理解でよろしいですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

そのようなご理解でよろしいかと思います。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

今まで、今回の議案74号のやつについてはもう承知いたしました。これまでの事業はですね。

じゃあ、これ以降の、例えば校舎、新たにまた手を加えなければいけないような計画はあるんでしょうか。その点を教えてください。あるのかないのか。あるとすればどういうことなのか、ですよね。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

今後の計画としましては、内部改修が元々内部改修はですね、が最後のそういった工事の内容というふうに整理しております、今後の今回しております後にもですね、内部改修を計画をいたしております。

その内部改修の内容でございますけれども1つは照明がですね、蛍光灯が生産製造中止というような状況が令和29年からですかね、それになりますので、そういった校舎内の照明設備のですね、改修工事、これについては補助対象になります。いわゆるLED化ということですね、質的改善ということで対象になります。

あと、また内部のですね、壁面がかなり傷んできておりますので、そういったことへの塗り替えですね、とか劣化したものは撤去というものですね。そういったものも全てではありませんが、そこにアスベストが関連してくるものが素材としてあればですね、そこを含めた事業として補助対象になります。

あともう1点、1階のですね、屋外のテラスホールの床工の改修がですね、かなり亀裂が入って劣化してきておりますので、その改修までできればと思っておりますが、そこについては、いわゆるそういう環境の質的整備ではございませんので、現状以前のものに戻すということですので、そこは計画としてありますが補助対象にはならないというようなところでございます。以上

でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それともう1つ。

今回の過疎債もですね、7600万ほど投入をしておりますので、この事業費の中にですね、よろしくお願ひします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

○――△――

――△――△――

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第74号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第74号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号東彼杵中学校トイレ・普通教室出入口改修工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第3回東彼杵町議会臨時会を閉会します。

散 会（午前9時48分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議長 浪瀬 真吾

署名議員 大安 義和

署名議員 大石 俊郎